

アシテジ

マニフェスト

Children and young people have the right to access and participate in the arts, even and especially in times of crisis.



アシテジ マニフェスト

アシテジ国際児童青少年舞台芸術協会は、すべての国が国連子どものための権利条約第13条ならびに第31条を敬意をもって遂行すべく、更に多くの行動をとることが必要であると考えます。

これら条約の遂行は、現況のパンデミックに於いて、さらにその重要性を増し、子どもたちが持続可能な健全なる世界に生きる平等な権利のために直ちに必要なものです。芸術と文化は、子どもたちのために、子どもたちと共に創る世界を想像することを可能にします。だからこそ、我々の社会をより良いものにするために、極めて重要なのです。

芸術は、新型コロナウイルスの多大な影響、またそれに伴う経済状況により、現在極めて脆弱な状態にあります。芸術（そしてそれを創造する芸術家）は人間性を表現し、批評眼と共に映し出す、そして人間の健康かつ幸福感のための重要な役割を担っています。子どもたち（訳注：英語表記は「CHILDREN AND YOUNG PEOPLE（児童青少年）」となっておりますが、日本の文脈的理解の現況を踏まえ、以下「子ども（たち）」と記します）には、芸術活動のアクセスならびに参加の権利があります。危機的状況下であっても、むしろ危機的状況であるからこそ、その権利の重要性は更に増します。

アシテジは、各国・各地域に於ける環境や状況、制度、ならびに懸念事項の違いを考慮した上で、マニフェストを作成しました。これは、子どもが芸術活動への関わりによって元気づけられるための必要な行動を普遍的に表現したものです。

アシテジはその活動において、あらゆるレベルで、協議や共同作業を通しての子どもたちの参加、ならびに彼らの意見や視点を取り入れることを奨励します（国連子どものための権利条約第12条）¹。



1 アシテジは、各ナショナルセンターが、各国の実践されている文化的文脈に基づき、言語の表現を適合させることを奨励します。例えば、「障害を持った児童」を「障害児」もしくは「特別支援を必要とする児童」にするなど、各国の文化的文脈に於いて最も適している表記に変えて頂いて構いません。もし、インクルーシビティ（包摂・包括性）に関する表記について疑問等がありましたら、各ナショナルセンターより、IIAN（国際インクルーシブアーツネットワーク）にお問い合わせください。



1

市民は

- 1.1 すべての子どもたちが芸術文化活動に参加し、世界中の子どもたちと繋がる権利の普及・促進活動を行い、
- 1.2 芸術家と様々な機関との連携を構築し、障がいを持った児童青少年や、難民、入院児童、孤児、介護を必要とする児童、青少年犯罪者など、あらゆる文脈に於いて脆弱かつ(もしくは)危険な立場に置かれている子どもたちが芸術に触れる機会が与えられることを保障し、

このマニフェストを様々な場所で共有し、それぞれの環境に応じてマニフェストを応用して用いることを

推進する。

2

中央政府は

- 2.1 子どもたちの発育、幸福に欠かせない芸術活動を奨励するために各省庁(文化、健康、教育、環境、社会的発展、観光、産業ならびに経済発展などを担当する省庁)と協力し、各行政担当の域を超えた戦略を立て、
- 2.2 子どもたちのための文化的な権利をあらゆる幸福、復興、社会的回復を中心とした政策に積極的に取り組むことを

推進する。



3

政党は

- 3.1 自らのマニフェスト、政策、優先課題に於いて第13条ならびに第31条に対して詳細かつ具体的に言及し、

- 3.2 第13条ならびに第31条に関連づけた継続的、包摂的、かつ長期的な政策を打ち出し、その政策を支えるための経済援助を行い、

- 3.3 芸術に触れる機会をカリキュラムに取り入れた、教育機関のためのガイドラインを作成し、

- 3.4 決議ならびに政策を展開させるにあたり、子どもたちが参画することを推進する。

4

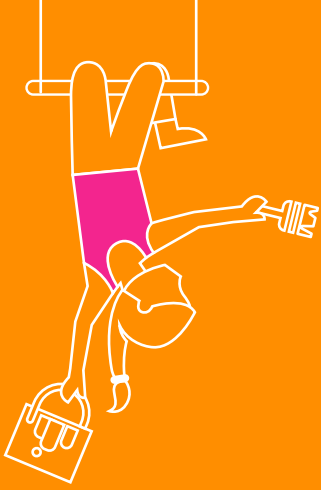
教育を担当する省庁は

- 4.1 創造活動、遊び、そして芸術を、未就学児、障がい児なども含むすべての子どもたちのための教育課程に於いて、不可欠かつ極めて重要なカリキュラムの一環にし、

- 4.2 教員研修プログラムに芸術が確実に組み込まれるようにし、

- 4.3 教育に関わる芸術家、芸術実践者を、学校の教育課程に必要とされる価値あるプロフェSSIONナルとして認め、

- 4.4 文化活動に触れる機会の、経済的、社会的、地域的、その他の原因による格差をなくすことを推進する。



5

文化を担当する省庁は

- 5.1 すべての子どもたちが、完全かつ平等に芸術に触れる機会を持つために、継続的、長期的、かつ十分な経済的ならびに戦略的支援を提供し、

- 5.2 子どもたちのための質の高い、包摂的な教育課程の提供を確立するよう努め、

- 5.3 子ども向け、大人向けにかかわらず、芸術プログラムに関わるすべての人の報酬の平等を保障し、

- 5.4 人口動態に照らし合わせて、相応の子どもたちのための芸術への助成を行い、

- 5.5 子どもと家族による、また子どもと家族のための芸術を支援する国際的模範をリサーチ、探究、そして共有し、段階的に世界的に最も優れた実践を国家的基準にすることを
推進する。

6

地方自治体は

- 6.1 地域に住むすべての子どもたちのための芸術の価値を認め、

- 6.2 すべての子どもと家族が、芸術活動に参加できるべく施策を持ち、機関、公共施設を提供し、

- 6.3 学校と芸術活動を行う組織の連携を奨励、支援する。



7

アーツカウンシル<芸術文化振興協議会>(がある国に於いて)は

- 7.1 そのプログラムに於いて、包摂的かつ文化的な多様性豊かな活動を奨励し、
- 7.2 子どもとその家族のための芸術作品が大人のための芸術作品と平等の地位を持つことを保障し、
- 7.3 0~18歳の子どものための芸術を推進する具体的な政策を打ち出し、
- 7.4 児童青少年のための芸術を、地方自治体、国家、地域、そして国際レベルに於ける連携の主な焦点とし、
- 7.5 品質基準の高さ、チケット料金の低さを維持するため、子どもと家族のための芸術作品に対し、各国の人口動態に相応しい、十分な助成を提供することを
推進する。

8

創造団体、ならびに(劇場など)芸術施設は

- 8.1 子どもたちのための芸術作品において可能な限りの最高水準を目指し、
- 8.2 子どもとその家族のための芸術作品を重要プログラムとして位置付け、
- 8.3 教育を担う官庁が創造活動のためのパートナーならびに聞き役であることを保障し、
- 8.4 子どもたちが意志決定に立ち会うことを(訳注:「子ども委員」を意識)を保障し、
- 8.5 子どもと家族のためのプログラムならびに施設へのアクセスの隔たりをなくすことを
推進する。



9

学校ならびに乳幼児の ための施設は

- 9.1 芸術と文化が、学校カリキュラムの重要な位置に含まれるための支援を、政府や地方自治体に求め、

- 9.2 子どもたちの遊ぶ時間、創造活動に参加する時間を保障し、

- 9.3 子どもたちに可能な限り幅広い、文化的体験に触れる機会を提供し、

- 9.4 両親ならびに子どもの養育に責任を持つ人に、子どもの芸術的な達成感や体験が価値あるものであるということの認知を推奨し、

- 9.5 創造活動ならびに芸術をすべての教育課程のカリキュラムに組み込むことを

推進する。

10

メディアは

- 10.1 子どもと家族が芸術に触れる機会の必要性を喚起するため、全国的報道を積極的に行い、

- 10.2 子どもと家族のための番組に、すべての人がアクセス可能であることを保障し、それらが、最高品質であり、彼らの生活、言語、文化の多様性を反映しているものであることを保障し、

- 10.3 公共放送が、子どもとその家族のために担っている特別な責任を自覚することを

推進する。

アシテジは

- 11.1** 児童青少年の芸術を各国、各地域、そして世界的に支援する具体的な行動のため、プロの芸術家ならびに児童青少年の芸術に携わる役割を担うすべての人と議論し、協力していくために彼らと連携を図り、
-
- 11.2** 様々な国で実践されている芸術、教育、行政間の体験ならびに最善の実践方法を多く集め、政治的かつ独立性のある成功例の事例集を作成し、
-
- 11.3** 芸術と幸福感ならびに精神的健康の関連性を実証しているものを提供し、
-
- 11.4** 様々な分野に於いて、芸術がどんな効果をもたらすのか(例:社会性の発達、教育、医療など)を学ぶために、分野を超えた専門家によるパネルディスカッションを開催し、
-
- 11.5** 政府ならびに各関連機関に提出する要請書の雛形を作り、このマニフェストを促進する文書、アシテジの各会員(ナショナル・センター、ネットワーク、そして個人メンバー)を支援する文書を作成し、
-
- 11.6** 会員がこのマニフェストを広め、すべての子どもが芸術そして文化に触れる権利の保障に努めることをサポートする。

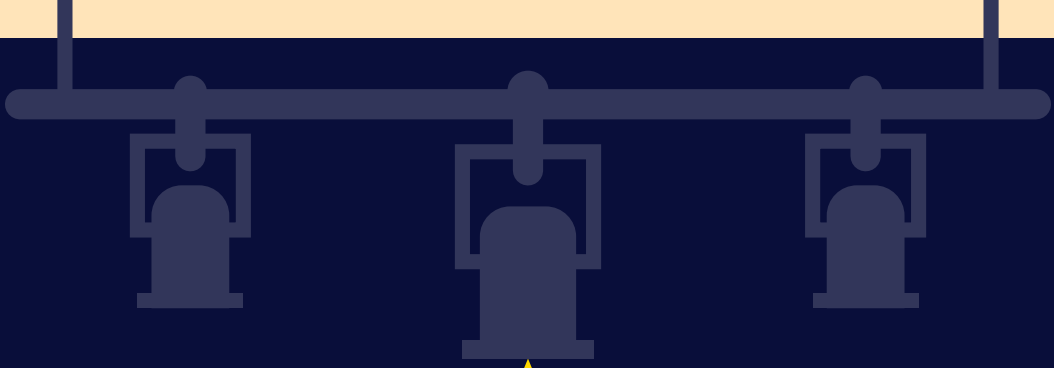
国連子どもの権利条約

第13条

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

第31条

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。



www.assitej-international.org